



発行 新潟県
第 72 号
 令和5年9月19日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

49 新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓 令

12 新潟県財務規則に規定する帳票その他の書類の様式指定の特例の一部改正（監理課）

13 新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正（出納局管理課）

告 示

995 新潟県議会 9 月定例会の招集（政策企画課）

996 救急病院等の指定（地域医療政策課）

997 救急病院等の指定（地域医療政策課）

998 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）

999 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）

1000 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）

1001 土地改良区役員の退任届（農地計画課）

1002 国土調査の成果認証（農村環境課）

1003 公共測量の実施通知（監理課）

1004 公共測量の実施通知（監理課）

1005 基本測量の実施通知（監理課）

1006 公共測量の実施通知（監理課）

1007 公共測量の実施通知（監理課）

1008 新潟県収入証紙の売りさばき事務を取扱う収納代理金融機関の名称の一部改正（出納局管理課）

1009 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）

一般競争入札の実施（警察本部会計課）

規 則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第49号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （契約の保証）</p> <p>第4条（略） 2～10（略）</p> <p><u>11 受注者は、第5項又は第7項の規定による証券の差し入れに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該履行保証を行う者が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該証券を差し入れたものとみなす。</u></p> <p>（検査及び引渡し）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>別記（第78条関係） 建設工事請負基準約款 （契約の保証）</p> <p>第4条（略） 2～10（略）</p> <p>（検査及び引渡し）</p> <p>第32条（略）</p> <p>2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3～6（略）</p> <p>（前金払）</p> <p>第35条（略）</p> <p>2（略）</p>

4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に第1項の前払金又は第2項の中間前払金を支払わなければならない。

5 (略)

6 工事内容の変更その他の理由により請負金額が増額した場合において当該増加額が変更前の請負金額の10分の3を超える場合は、受注者は、その増額後の請負金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる要件に該当するときは、その増額後の請負金額の10分の4に当該増額後の請負金額の10分の2を加えた額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第4項の規定を準用する。

7 (略)

8 (略)

9 発注者は、第7項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により中間前払金の支払の要件を満たさなくなつたと認めた場合は、受注者に対して通知するものとし、受注者は、当該通知を受けた日から30日以内に、受領した中間前払金を発注者に返還しなければならない。この場合において、返還額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、前項の規定を準用する。

10 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかつたとき、又は前項の期間内に中間前払金を返還しなかつたときは、その未返還額につき、第7項又は前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

11 第1項、第2項及び第6項の規定による前払金及び中間前払金（継続工事にあつては、各年度の前払金及び中間前払金）は、第38条の規定による部分払を請求している場合（継続工事にあつては、当該年度に部分払を請求している場合）においては、請求することができない。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第6項（別表において準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合においては、あらかじめ、保証契約を変更し、

3 発注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に第1項の前払金又は前項の中間前払金を支払わなければならない。

4 (略)

5 工事内容の変更その他の理由により請負金額が増額した場合において当該増加額が変更前の請負金額の10分の3を超える場合は、受注者は、その増額後の請負金額の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けている場合において、変更後の工事が同項各号に掲げる要件に該当するときは、その増額後の請負金額の10分の4に当該増額後の請負金額の10分の2を加えた額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

6 (略)

7 (略)

8 発注者は、第6項に定める場合のほか、工事内容の変更その他の理由により中間前払金の支払の要件を満たさなくなつたと認めた場合は、受注者に対して通知するものとし、受注者は、当該通知を受けた日から30日以内に、受領した中間前払金を発注者に返還しなければならない。この場合において、返還額が相当の額に達し、返還することが中間前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、前項の規定を準用する。

9 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたとき、又は前項の期間内に中間前払金を返還しなかつたときは、その未返還額につき、第6項又は前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

10 第1項、第2項及び第5項の規定による前払金及び中間前払金（継続工事にあつては、各年度の前払金及び中間前払金）は、第38条の規定による部分払を請求している場合（継続工事にあつては、当該年度に部分払を請求している場合）においては、請求することができない。

（保証契約の変更）

第36条 受注者は、前条第5項（別表において準用する場合を含む。）の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合においては、あらかじめ、保証契約を変更し、

<p>変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、<u>前条第7項</u>（別表において準用する場合を含む。）又は<u>第9項</u>の場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p>3 <u>受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">（部分払）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から起算して14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 前項に定める場合のほか、<u>前条第6項</u>（別表において準用する場合を含む。）又は<u>第8項</u>の場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（部分払）</p> <p>第38条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>4・5 （略）</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第32条第2項及び第38条第3項の改正は、公布の日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第12号

農 林 水 産 部
農 地 部
土 木 部
交 通 政 策 局
地 域 振 興 局
流域下水道事務所

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）に規定する帳票その他の書類の様式指定（平成5年3月新潟県訓令第7号）の特例（昭和59年3月新潟県訓令第13号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～9 （略） 10 その他</p> <p>上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。 <u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。 <u>（本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。）。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第6号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～9 （略） 10 その他</p> <p>上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によって工事請負契約を結び、契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p> <p>第7号様式（第79条関係） 工事変更契約書</p> <p>（略）</p> <p>上記のとおり変更したことを証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第22号様式（第38条関係） 仮契約書</p> <p>別紙の工事の請負については、新潟県財務規則の規定に従い、当該契約について議会の同意があったときにこの契約が本契約となるものとし、この仮契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する（<u>本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。</u>）。</p> <p>（略）</p> <p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～8 （略） 9 その他</p> <p>上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によつて、工事請負契約を結び、契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する（<u>本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。</u>）。</p> <p>（略）</p>	<p>第22号様式（第38条関係） 仮契約書</p> <p>別紙の工事の請負については、新潟県財務規則の規定に従い、当該契約について議会の同意があったときにこの契約が本契約となるものとし、この仮契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p> <p>第36号様式（第79条関係） 建設工事請負契約書</p> <p>1～8 （略） 9 その他</p> <p>上記の工事の施工については、本契約書の上記条件以外は、新潟県財務規則及び同規則別記建設工事請負基準約款並びに本契約書添付の設計書、図面及び仕様書によつて、工事請負契約を結び、契約の証として本書 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ1通を保有する。</p> <p>（略）</p>

告 示

◎新潟県告示第995号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会9月定例会を令和5年9月26日午後1時新潟県議会議場に招集する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第996号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名 称 新潟脳外科病院

- 2 所在地 新潟市西区山田3057番地
 3 有効期間 令和5年10月1日から
 令和8年9月30日まで

◎新潟県告示第997号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。
 令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 名称 長岡中央総合病院
 2 所在地 長岡市川崎町2041番地
 3 有効期間 令和5年10月1日から
 令和8年9月30日まで

◎新潟県告示第998号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
遠藤薬局	長岡市関原町2丁目145番地 1	育成医療・更生医療	令和5年9月1日

◎新潟県告示第999号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
イオン薬局長岡店	長岡市古正寺1丁目249番地1	育成医療・更生医療	令和5年9月1日
クスリのアオキ興野薬局	三条市興野二丁目8番22号	育成医療・更生医療	令和5年9月1日
クスリのアオキ柏崎中央薬局	柏崎市日吉町3番37号	育成医療・更生医療	令和5年9月1日
うえかり薬局	糸魚川市上刈2丁目5-25	育成医療・更生医療	令和5年9月1日
訪問看護ステーションきずな	上越市下門前1745番地	育成医療・更生医療	令和5年9月1日

◎新潟県告示第1000号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
コアラ薬局	燕市佐渡字浦田243番1	育成医療・更生医療	令和5年9月1日
元気印薬局	燕市東太田杉名田6837番地	育成医療・更生医療	令和5年7月1日
鈴木薬局アネックス	妙高市朝日町1-10-3	育成医療・更生医療	令和5年9月1日

◎新潟県告示第1001号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の野積土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和5年9月19日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市寺泊野積7353番地31 高綱 清美
(理事長)
監事 // 寺泊野積2302番地 河合 一
// // 寺泊野積5400番地4 松井 喜代四
退任年月日 令和5年8月31日

◎新潟県告示第1002号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
佐渡市	佐渡市の地籍図及び地籍簿 真更川の一部

2 認証年月日

令和5年9月5日

◎新潟県告示第1003号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営地すべり対策事業 堰堤工実施設計に伴う測量)
- 2 作業期間 令和5年9月20日から令和5年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市清里区青柳地内

◎新潟県告示第1004号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(中山間地域総合整備事業・離島 大小地区(小立換地区)確定測量)
- 2 作業期間 令和5年9月19日から令和6年3月13日まで
- 3 作業地域 新潟県 佐渡市 大倉谷ほか 地内

◎新潟県告示第1005号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間 令和5年10月23日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 柏崎市、刈羽村

◎新潟県告示第1006号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 水準測量及び数値図化
- 2 作業期間 令和5年8月2日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市関原地内

◎新潟県告示第1007号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 用地測量
- 2 作業期間 令和5年8月8日から令和6年3月27日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市雲出町、白鳥町地内

◎新潟県告示第1008号

新潟県収入証紙条例（昭和39年新潟県条例第10号）第5条第1項の規定により指定した、新潟県収入証紙の売りさばきに関する事務を取り扱う収納代理金融機関の名称の一部を次のとおり改正した。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

改正後	改正前	改正年月日
ゆきぐに信用組合 //	塩沢信用組合 //	令和5年9月19日

◎新潟県告示第1009号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年4月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、令和5年9月19日から実施する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ゆきぐに信用組合</td> <td>〃 南魚沼市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	ゆきぐに信用組合	〃 南魚沼市	(略)	(略)	<p>3 新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。） 公金の収納の事務を取り扱う店舗</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">主たる事務所の位置又は店舗の位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>塩沢信用組合</td> <td>〃 南魚沼市</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置	(略)	(略)	塩沢信用組合	〃 南魚沼市	(略)	(略)
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																
(略)	(略)																
ゆきぐに信用組合	〃 南魚沼市																
(略)	(略)																
名 称	主たる事務所の位置又は店舗の位置																
(略)	(略)																
塩沢信用組合	〃 南魚沼市																
(略)	(略)																

公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名 称 イオンタウン糸魚川
 所在地 糸魚川市上刈六丁目439番地1 外
 設置者 イオンタウン株式会社 他2者
- 2 届出の概要及び公告日
 概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（小売業者の代表者の氏名）に関する届出
 公告日 令和5年4月14日
- 3 意見の概要
 - (1) 糸魚川市からの意見の概要
 意見なし
 - (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
 令和5年9月19日から令和5年10月19日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年9月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 - (1) 名 称 オオガタショッピングセンター
 所在地 上越市大潟区土底浜1055番1号
 設置者 協同組合大潟ショッピングセンター
 - (2) 名 称 コンパスタウン上越インター
 所在地 上越市大字上源入字轡田129番地24外

- 設置者 株式会社ナルス
- (3) 名称 知遊堂上越国府店
所在地 上越市加賀町3077番地2
設置者 株式会社ナルス
- (4) 名称 ナルス柿崎店
所在地 上越市柿崎区柿崎藤木711番
設置者 株式会社ナルス
- (5) 名称 ナルス鴨島店
所在地 上越市子安新田4-55
設置者 株式会社ナルス
- (6) 名称 ナルス北城店
所在地 上越市北城町3丁目273番1外
設置者 頸城自動車株式会社
- (7) 名称 ナルス国府店
所在地 上越市国府4丁目8番3号
設置者 日成商事株式会社
- (8) 名称 ナルス高田西店
所在地 上越市大貫4丁目3外
設置者 株式会社ナルス
- (9) 名称 ナルス直江津東店
所在地 上越市三ツ屋町95番地4外
設置者 株式会社ナルス
- (10) 名称 ナルス南高田店
所在地 上越市上中田2001番地
設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（設置者の住所及び代表者の氏名、小売業者の住所及び代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和5年5月2日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和5年9月19日から令和5年10月19日まで

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和6年度警備艇「えちご」定期検査工事について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月19日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

令和6年度警備艇「えちご」定期検査工事

(2) 業務の概要

入札説明書による。

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月17日（月）まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年11月1日(水) 午前11時00分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

3 入札に参加できる者の形態

単体企業とする。

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札に係る入札参加資格確認申請書を提出した日から入札執行の日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者でないこと。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札執行の日から過去3か月以内に、国又は地方公共団体との契約において、談合又は暴力団排除に係る契約条項に該当したため、発注者から契約解除又は打ち切りの措置を受けた者でないこと。

(7) 過去に国又は地方公共団体の発注する同様の整備工事及び修理実績があること。

(8) 日本国内にドック施設が所在すること。

5 入札説明書の交付期間、場所等

(1) 期間

令和5年9月19日(火)から令和5年10月23日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

新潟県警察本部地域部地域課庶務係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部地域部地域課庶務係

電話番号 025-285-0110 内線3562

イ 仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部地域部地域課船舶係

電話番号 025-285-0110 内線3602

6 設計図書(仕様書)

入札説明書による。

7 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認書等の提出

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

ア 提出期間

令和5年9月19日(火)から令和5年10月23日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部地域部地域課庶務係

ウ 提出方法

本人（法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参、若しくは郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類

入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和5年10月26日（木）以降5(3)イから通知する。

8 入札手続

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書にした上、5(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の業務の名称及び2(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）を令和5年10月31日（火）の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

(2) 入札書の名義人

本人（代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人）に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

9 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

10 入札保証金

入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）以上の金額とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

12 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

(2) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については、入札説明書による。

(3) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(6) 調達手続の停止

令和5年9月県議会において予算議案が議決されなかった場合、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

(7) 支払限度額

当該工事は一部債務負担行為とし、請負代金は令和5年度から令和6年度に支払うものとする。令和5年度の支払限度額は38,700,000円とする。

(8) その他

この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

13 Summary

(1) Name of the Services:

Fiscal Year 2024 Periodic Inspection Work for Police Vessel Echigo

(2) Date, Time and Place of Bid Execution:

Date : Wednesday, November 1, 2023

Time : 11:00 a.m.

Place: Contract Bidding Room, First Floor,
Niigata Prefectural Police Headquarters Building,
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

a. For contract procedures:

General Affairs, Community Police Affairs Division,
Community Police Affairs Department,
Niigata Prefectural Police Headquarters
Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553
Phone: 025-285-0110 Extension 3562

b. For specifications:

Police Vessels, Community Police Affairs Division,
Community Police Affairs Department,
Niigata Prefectural Police Headquarters
Address: 4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8553
Phone: 025-285-0110 Extension 3602